

前期分授業料特別免除申請のしおり

新入生用

鳴門教育大学
学生課 学生係

I. 対象者

教育公務員特例法第26条の規定による大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用して修学する者

II. 申請手続

- (1) 提出方法 原則として入学手続きのしおりに同封している「入学手続用封筒」で郵送してください。
直接窓口への持参による受付も可能ですが、窓口が混雑しますので郵送での手続きにご協力願います。直接持参する場合の受付時間は、午前8時30分から17時15分までとします（土日祝は除く）。
- (2) 提出期限 前期選抜及び中期選抜合格者は**令和3年1月6日（水）まで（必着）**
後期選抜合格者は**令和3年3月16日（火）まで（必着）**
第2次選抜合格者は**令和3年3月27日（土）まで（必着）**
※取得に時間を要するため期限までに提出できない書類（公的機関の証明書類等）がある場合は、その書類だけ別途、学生課学生係へ提出してください。
期限を過ぎての提出は一切受理できません。
- (3) 送付先（公的機関の証明書類等を後日提出する場合）
〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748
鳴門教育大学 教務部学生課学生係
- (4) 結果通知 学生掲示板にて周知（5月下旬予定）し、学生課学生係窓口にて選考結果通知書を交付します。
- (5) 注意事項 授業料特別免除申請者は、**結果が判明するまでは授業料を納付しないでください。**納付した場合は、授業料免除の資格を失いますので、注意してください。
※授業料特別免除申請者に対しては、授業料口座振替申込書を提出している場合でも、4月分の引落は行いません。
- (6) そ の 他 申請書類に関して分からないことがあれば、学生課学生係まで問い合わせてください。
（ TEL 088-687-6119 ・ E-mail kousei@naruto-u.ac.jp ）

III. 提出書類及び注意事項

- (1) 授業料特別免除申請書
- (2) 当該申請者の任命権者等が大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用して本学で修学することを許可する書類
（具体的には、教育委員会が発行した大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用する旨を記載した辞令等の写し）
- (3) 適用条令の写し
- (4) 封筒（長形3号）
※宛名欄に自分の所属予定の専攻・コース名等及び氏名を記入したもの

授業料特別免除（前期分）のフローチャート

申請書類のダウンロード

<https://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/01/002.html>

申請期限

前期選抜及び中期選抜合格者は
令和3年1月6日（水）まで

後期選抜合格者は
令和3年3月16日（火）まで

第2次選抜合格者は
令和3年3月27日（土）まで

原則として入学手続きのしおりに同封している
「入学手続用封筒」で郵送

（申請期限までに**必着**のこと）

直接持参する場合の受付時間は、午前8時30分から
17時15分までとします。（ただし、土日祝日は除く。）

書類に不備がないように注意してください。

※授業料特別免除の選考結果が判明するまでは、
授業料の納付が猶予になります。
授業料特別免除を申請していても、選考結果通知
書が交付される前に授業料を納付した場合は、
授業料免除の資格を失いますので、ご注意ください。

審査結果通知
令和3年5月下旬

学生掲示板で通知
学生課学生係窓口で通知書交付

免除不許可

授業料全額納付

免除許可

半額免除

又は

全額免除

授業料半額納付

提出書類により取得した個人情報、授業料免除者選考の事務手続きのために
利用し、その他の目的には利用されません。

授業料特別免除申請書

令和 年 月 日

鳴門教育大学長 殿

所 属

令和3年度入学

氏 名

下記により授業料免除を受けたいので、許可くださるよう
関係書類を添え、申請します。

記

1. 令和3年度 (前期分) ・ ~~後期分~~)
2. 免除を受けたい理由 (詳細に記入のこと。)

(注) 氏名は、必ず本人が自署すること
備考 規格は、A4とする。

大学院修学休業制度を利用することを 証明する書類の提出に係る誓約書

令和 年 月 日

学生課学生係長 殿

所 属

氏 名

大学院修学休業制度を利用することを証明する書類は、
令和 年 月 日に発行されますので、発行され次第至急
提出いたします。

※発行予定日を確認し記入の上、提出してください。

教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用 することを証明する書類の提出に係る誓約書

令和 年 月 日

学生課学生係長 殿

所 属

氏 名

教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用することを証明
する書類は、令和 年 月 日に発行されますので、発行
され次第至急提出いたします。

※発行予定日を確認し記入の上、提出してください。